

2024年 2月 16日

各 位

管理会社名 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード 15954)
代表者名 代表取締役社長 牛窪 克彦
問合せ先 企画部 ディスクロージャーグループ
田原 輝行
(TEL. 03-5210-8692)

投資信託約款変更のお知らせ

当社は、以下の上場 ETF の投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

【投資信託約款に係る上場 ETF の名称】

NZAM 上場投信 東証 REIT 指数 (証券コード: 1595)
NZAM 上場投信 TOPIX Ex-Financials (証券コード: 1596)
NZAM 上場投信 TOPIX (証券コード: 2524)
NZAM 上場投信 日経 225 (証券コード: 2525)
NZAM 上場投信 JPX 日経 400 (証券コード: 2526)
NZAM 上場投信 東証 REIT Core 指数 (証券コード: 2527)
NZAM 上場投信 S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数 (証券コード: 2567)

【変更の内容・理由】

ファンドの運用成果をより適切に開示するため、採用するベンチマークを「配当込み指数」へ変更します。

なお、本件に伴うファンドの運用に関する実質的な変更はありません。
変更内容の詳細については、別添の新旧対照表をご参照ください。

【変更と書面決議の手続き等】

重大な約款変更には該当しないため、書面決議は行いません。

【変更の日程】

2024年3月13日まで	内閣総理大臣への提出
2024年3月31日	変更日

以 上

【投資信託約款の変更に係る新旧対照表】

追加型証券投資信託「NZAM 上場投信 東証 REIT 指数」

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p style="text-align: center;">(受益権の取得単位および価額)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、委託者が指定する一定口数の整数倍の受益権の取得を申し込むものとします。この場合、取得申込みは、<u>「配当込み東証 REIT 指数」</u>(以下「<u>対象指数</u>」といいます。)を構成する各銘柄の不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の不動産投資信託証券をもって行うものとします。ただし、当該不動産投資信託証券の評価額が、一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金銭を支払うものとします。なお、一定口数は、当該銘柄によって構成される、委託者が対象指数に連動すると想定する 1 単位のポートフォリオに相当する口数とします。</p> <p>③～⑧ (略)</p> <p style="text-align: center;">(投資する不動産投資信託証券等の範囲)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、<u>対象指数</u>における時価の構成割合が 30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、当該不動産投資信託証券を<u>対象指数</u>における構成割合の範囲で投資することができるものとします。</p>	<p style="text-align: center;">(受益権の取得単位および価額)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、委託者が指定する一定口数の整数倍の受益権の取得を申し込むものとします。この場合、取得申込みは、<u>対象指数</u>を構成する各銘柄の不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の不動産投資信託証券をもって行うものとします。ただし、当該不動産投資信託証券の評価額が、一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金銭を支払うものとします。なお、一定口数は、当該銘柄によって構成される、委託者が対象指数に連動すると想定する 1 単位のポートフォリオに相当する口数とします。</p> <p>③～⑧ (略)</p> <p style="text-align: center;">(投資する不動産投資信託証券等の範囲)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、<u>東証 REIT 指数</u>における時価の構成割合が 30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、当該不動産投資信託証券を<u>東証 REIT 指数</u>における構成割合の範囲で投資することができるものとします。</p>

追加型証券投資信託「NZAM 上場投信 TOPIX Ex-Financials」

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(受益権の取得単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、委託者が指定する一定口数の整数倍の受益権の取得を申し込むものとします。この場合、取得申込みは、<u>「配当込みTOPIX Ex-Financials」</u>(以下「対象株価指数」といいます。)を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式をもって行うものとします。ただし、当該株式の評価額が、一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金銭を支払うものとします。なお、一定口数は、当該銘柄によって構成される、委託者が対象株価指数に連動すると想定する1単位のポートフォリオに相当する口数とします。</p> <p>③～⑩ (略)</p>	<p>(受益権の取得単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、委託者が指定する一定口数の整数倍の受益権の取得を申し込むものとします。この場合、取得申込みは、<u>対象株価指数</u>を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式をもって行うものとします。ただし、当該株式の評価額が、一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金銭を支払うものとします。なお、一定口数は、当該銘柄によって構成される、委託者が対象株価指数に連動すると想定する1単位のポートフォリオに相当する口数とします。</p> <p>③～⑩ (略)</p>

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、同条同項において信託された金額を信託契約締結日の前営業日の「東証株価指数 (TOPIX)」の終値の1ポイントを1円に換算した額(小数点以下は切り上げ)で除した口数に、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、委託者が指定する一定口数の整数倍の受益権の取得を申し込むものとします。この場合、取得申込みは、「<u>配当込み TOPIX</u>」(以下「<u>対象株価指数</u>」)を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式をもって行うものとします。ただし、当該株式の評価額が、一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金銭を支払うものとします。なお、一定口数は、当該銘柄によって構成される、委託者が対象株価指数に連動すると想定する1単位のポートフォリオに相当する口数とします。</p> <p>③~⑩ (略)</p>	<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、同条同項において信託された金額を信託契約締結日の前営業日の「東証株価指数 (TOPIX)」<u>(以下「対象株価指数」といいます。)</u>の終値の1ポイントを1円に換算した額(小数点以下は切り上げ)で除した口数に、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、委託者が指定する一定口数の整数倍の受益権の取得を申し込むものとします。この場合、取得申込みは、<u>対象株価指数</u>を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式をもって行うものとします。ただし、当該株式の評価額が、一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金銭を支払うものとします。なお、一定口数は、当該銘柄によって構成される、委託者が対象株価指数に連動すると想定する1単位のポートフォリオに相当する口数とします。</p> <p>③~⑩ (略)</p>

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、同条同項において信託された金額を信託契約締結日の前営業日の「日経平均株価（日経 225）」の終値の1ポイントを1円に換算した額(小数点以下は切り上げ)で除した口数に、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、委託者が指定する一定口数の整数倍の受益権の取得を申し込むものとします。この場合、取得申込みは、「<u>日経平均トータルリターン・インデックス</u>」(以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。)を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式をもって行うものとします。ただし、当該株式の評価額が、一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金銭を支払うものとします。なお、一定口数は、当該銘柄によって構成される、委託者が対象株価指数に連動すると想定する1単位のポートフォリオに相当する口数とします。</p> <p>③～⑩ (略)</p>	<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、同条同項において信託された金額を信託契約締結日の前営業日の「日経平均株価（日経 225）」(以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。)の終値の1ポイントを1円に換算した額(小数点以下は切り上げ)で除した口数に、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、委託者が指定する一定口数の整数倍の受益権の取得を申し込むものとします。この場合、取得申込みは、<u>対象株価指数</u>を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式をもって行うものとします。ただし、当該株式の評価額が、一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金銭を支払うものとします。なお、一定口数は、当該銘柄によって構成される、委託者が対象株価指数に連動すると想定する1単位のポートフォリオに相当する口数とします。</p> <p>③～⑩ (略)</p>

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(受益権の分割および再分割) 第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、同条同項において信託された金額を信託契約締結日の前営業日の「JPX 日経インデックス 400」の終値の1ポイントを1円に換算した額(小数点以下は切り上げ)で除した口数に、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の申込単位および価額) 第12条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、委託者が指定する一定口数の整数倍の受益権の取得を申し込むものとします。この場合、取得申込みは、「<u>配当込 JPX 日経インデックス 400</u>」(以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。)を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式をもって行うものとします。ただし、当該株式の評価額が、一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金銭を支払うものとします。なお、一定口数は、当該銘柄によって構成される、委託者が対象株価指数に連動すると想定する1単位のポートフォリオに相当する口数とします。</p> <p>③～⑩ (略)</p>	<p>(受益権の分割および再分割) 第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、同条同項において信託された金額を信託契約締結日の前営業日の「JPX 日経インデックス 400」<u>(以下「対象株価指数」</u>といいます。)<u>の終値の1ポイントを1円に換算した額(小数点以下は切り上げ)で除した口数に、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</u></p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の申込単位および価額) 第12条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、委託者が指定する一定口数の整数倍の受益権の取得を申し込むものとします。この場合、取得申込みは、<u>対象株価指数</u>を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式をもって行うものとします。ただし、当該株式の評価額が、一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金銭を支払うものとします。なお、一定口数は、当該銘柄によって構成される、委託者が対象株価指数に連動すると想定する1単位のポートフォリオに相当する口数とします。</p> <p>③～⑩ (略)</p>

追加型証券投資信託「NZAM 上場投信 東証 REIT Core 指数」

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(受益権の分割および再分割) 第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、同条同項において信託された金額を信託契約締結日の前営業日の「東証 REIT Core 指数」の終値の1ポイントを1円に換算した額(小数点以下は切り上げ)で除した口数に、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の申込単位および価額) 第12条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、委託者が指定する一定口数の整数倍の受益権の取得を申し込むものとします。この場合、取得申込みは、「<u>配当込み東証 REIT Core 指数</u>」(以下「<u>対象指数</u>」といいます。)を構成する各銘柄の不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の不動産投資信託証券をもって行うものとします。ただし、当該不動産投資信託証券の評価額が、一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金銭を支払うものとします。なお、一定口数は、当該銘柄によって構成される、委託者が対象指数に連動すると想定する1単位のポートフォリオに相当する口数とします。</p> <p>③～⑧ (略)</p>	<p>(受益権の分割および再分割) 第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、同条同項において信託された金額を信託契約締結日の前営業日の「東証 REIT Core 指数」<u>(以下「対象指数」といいます。)</u>の終値の1ポイントを1円に換算した額(小数点以下は切り上げ)で除した口数に、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の申込単位および価額) 第12条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、委託者が指定する一定口数の整数倍の受益権の取得を申し込むものとします。この場合、取得申込みは、<u>対象指数</u>を構成する各銘柄の不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の不動産投資信託証券をもって行うものとします。ただし、当該不動産投資信託証券の評価額が、一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金銭を支払うものとします。なお、一定口数は、当該銘柄によって構成される、委託者が対象指数に連動すると想定する1単位のポートフォリオに相当する口数とします。</p> <p>③～⑧ (略)</p>

追加型証券投資信託「NZAM 上場投信 S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数」

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(受益権の分割および再分割) 第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、同条同項において信託された金額を信託契約締結日の前営業日の「S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数」の終値の1ポイントを1円に換算した額(小数点以下は切り上げ)で除した口数に、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p>	<p>(受益権の分割および再分割) 第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、同条同項において信託された金額を信託契約締結日の前営業日の「S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数」(以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。)<u>の</u>終値の1ポイントを1円に換算した額(小数点以下は切り上げ)で除した口数に、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p>
<p>(受益権の申込単位および価額) 第12条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、委託者が指定する一定口数の整数倍の受益権の取得を申し込むものとします。この場合、取得申込みは、「<u>S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数(トータル・リターン)</u>」(以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。)<u>を</u>構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式をもって行うものとします。ただし、当該株式の評価額が、一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金銭を支払うものとします。なお、一定口数は、当該銘柄によって構成される、委託者が対象株価指数に連動すると想定する1単位のポートフォリオに相当する口数とします。</p> <p>③～⑩ (略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額) 第12条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、委託者が指定する一定口数の整数倍の受益権の取得を申し込むものとします。この場合、取得申込みは、<u>対象株価指数</u>を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式をもって行うものとします。ただし、当該株式の評価額が、一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金銭を支払うものとします。なお、一定口数は、当該銘柄によって構成される、委託者が対象株価指数に連動すると想定する1単位のポートフォリオに相当する口数とします。</p> <p>③～⑩ (略)</p>